

(介護予防)
短期入所療養介護
重要事項説明書



社会医療法人 美杉会

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第48号）（予防においては「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第49号））の規定に基づき、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス提供契約に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供する事業者

事業者名称	社会医療法人 美杉会
代表者氏名	理事長 佐藤 眞杉
本社所在地（連絡先）	大阪府枚方市養父東町65番1号 （電話番号） 072-864-1811 （FAX番号）072-868-3844

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所

（1）事業所の名称・所在地等

- ・事業所名 介護老人保健施設 美 杉（平成10年4月1日開設）
（予防は平成18年4月1日開設）
- ・開設者 社会医療法人 美杉会 理事長 佐藤 眞杉
- ・所在地 枚方市西招提町2166番地
- ・電話番号 072-866-7111
- ・FAX番号 072-866-7110
- ・管理者 施設長 山本 仁
- ・事業所指定番号 2752480034

（2）通常の送迎の実施地域

- ・枚方市、八幡市の区域（別紙に定める通り）

3 事業所の目的及び運営方針

（1）事業所の目的

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業所は要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業所です。

（2）運営方針

- ① 利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医

学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図る。

- ② 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- ③ 家庭や地域との結びつきを大切にし、地域、家庭介護に対する啓蒙、指導に努め、施設から家庭へのスムーズな移行に備える。
- ④ 地域と密着した事業所の特性を生かし、在宅介護支援の拠点として地域の要請に応えるよう努める。
- ⑤ 職員は事業所の方針を理解し、その専門性を発揮するとともに互いに協調、連携しながらその目的達成に努める。

(3) その他

事 項	内 容
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の作成及び事後評価	当事業所の医師等の従業者が、利用者の直面している課題等の評価し、利用者、家族の希望を踏まえて、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等の評価し、その結果を書面に記載いたします。
職 員 研 修	毎月1回以上定期的に行っています。

4 事業所の概要について

(1) 構造等

敷 地		4 8 8 7 . 5 8 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート3階建て
	延べ床面積	5 3 5 2 . 9 9 m ²
	利用定員	1 5 0 名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積（1人当たりの面積）	備 考
一人部屋	8室	1 2 4 . 0 5 m ² （15.5m ² ）	ナースコール設置
二人部屋	9室	1 9 0 . 3 2 m ² （10.6m ² ）	ナースコール設置
四人部屋	31室	1 0 7 1 . 7 9 m ² （8.6m ² ）	ナースコール設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面 積	備 考
食 堂	2	3 3 2 . 2 6 m ²	
機能訓練室	1	2 1 4 . 6 7 m ²	
浴 室	2	3 7 . 1 2 m ²	特殊浴槽2台設置
診 察 室	1	9 . 6 9 m ²	
談 話 室	2	7 5 . 7 m ²	
レクリエーション・ルーム	1	5 2 . 7 3 m ²	
洗 面 所	6	1 3 . 6 4 m ²	
ト イ レ	8	1 7 4 . 7 2 m ²	ナースコール設置

5 事業所の職員体制

従業者の職種	基準人員数	人員数	業務内容
管理者	1	1 (常勤1)	従業者の管理、法令遵守指揮命令
医師	1.5	4 (常勤1、非常勤3)	心身の管理、健康管理等
看護職員	1.5	1.7 (常勤1.5、非常勤0.2)	心身の管理、身体介護等
介護職員	3.5	4.2 (常勤3.3、非常勤0.9)	身体介護、レクリエーション等
介護支援専門員	2	4 (常勤4)	ケアプラン作成、連絡調整等
支援相談員	1.5	4 (常勤4)	連絡調整、相談業務等
理学療法士	1.5	8 (常勤7、非常勤1)	理学療法等機能回復訓練
作業療法士			作業療法等機能回復訓練
言語聴覚士			言語療法、嚥下訓練等
管理栄養士	1	2 (常勤2)	栄養指導、栄養管理等

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:00) (医師と兼務)	週2日制
医師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:00) (管理者と兼務)	週2日制
看護職員	日勤 (8:30~17:00) 夜勤 (16:30~9:00)	週2日制
介護職員	早出 (7:00~15:30) 日勤 (8:30~17:00) 遅出 (12:00~20:30) 夜勤 (16:30~9:00)	週2日制
介護支援専門員	8:30~17:00	週2日制
支援相談員	日勤 (8:30~17:15) 遅出 (12:00~20:30)	週2日制
理学療法士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)	週2日制
作業療法士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)	週2日制
言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)	週2日制
管理栄養士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)	週2日制

7 サービスの内容と利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じて介護保険から給付されます。

①食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体等の状況及び嗜好を考慮し、適温に配慮し、適切な時間に食事を提供します。

【食事時間】朝 8:00~9:00 昼 12:00~13:00 おやつ 15:00~15:30 夕 18:00~19:00

②医療・看護

- ・医師、看護職員が利用者の状態に照らして、適切な医療・看護を行います。

③機能訓練

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持するための訓練を行うとともに、生活意欲の増進を図るために、日常生活行為を通して自立のために必要な ADL (日常生活動作) についての訓練を行います

④入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

⑤排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑥相談・援助

- ・利用者及びご家族からの相談に応じます。

⑦その他の支援

- ・自立心を高めるよう、移動・移乗を介助いたします。
- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・定例行事及び各種レクリエーションを行います。
- ・ご自宅から事業所までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

⑧短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）従業者の禁止行為

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ・医療行為（ただし、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く）
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

【短期入所療養介護費／1日】利用者負担の割合が1割の場合

（夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算（I）を含みます。）【非課税】

《在宅強化型》・・・施設サービスにおける在宅復帰率、ベッド回転率、重度者（要介護4・5）受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標などの算定要件を満たす場合

	個室（従来型）	多床室
要介護1	878円	962円
要介護2	954円	1,042円
要介護3	1,020円	1,108円
要介護4	1,081円	1,167円
要介護5	1,139円	1,228円

《基本型》・・・在宅強化型短期入所療養介護費の算定要件を満たさない場合

	個室（従来型）	多床室
要介護1	834円	912円
要介護2	883円	963円
要介護3	948円	1,030円
要介護4	1,004円	1,084円
要介護5	1,058円	1,140円

※短期入所療養介護費は、在宅復帰率、ベッド回転率、重度者（要介護4・5）受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標の実績などにより、毎月《在宅強化型》と《基本型》との間で変動する場合があります。

◇地域別単価

※金額換算時に生じる小数点以下の端数は切り捨て

枚方市		
5級地	1単位当たり	10.45円

◇加算料金

【非課税】

夜勤職員配置加算

夜勤者の数が算定要件を満たし配置されている場合	24 単位／日	25 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		
次のいずれかに該当している場合 ① 介護福祉士が 80%以上配置されている場合 勤続年数 10 年以上介護福祉士が 35%以上配置されている場合	22 単位／日	23 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 40 以上などの要件を満たす場合	34 単位／日	36 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 70 以上などの要件を満たす場合	46 単位／日	48 円

※上記加算以外に、介護職員の処遇改善計画を作成、実施している場合は、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として所定単位数の 39/1000、介護職員等特定処遇改善加算として 21/1000 に相当する金額が加算されます。

※新型コロナウイルス感染症の特例措置として令和 3 年 9 月 30 日までの間、1/1000 が加算されます。

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算は在宅復帰・在宅療養支援等指標などの実績により、加算される月とされない月が生じる場合があります。

◇その他の加算料金（対象者のみ）

【非課税】

送迎加算		
ご自宅と事業所との間の送迎を行う場合	184 単位／片道	193 円
個別リハビリテーション実施加算		
短期入所中に 1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを実施した場合	240 単位／日	251 円
若年性認知症利用者受入加算 1		
65 歳未満の若年性認知症利用者に対して短期入所サービスを行った場合	120 単位／日	126 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		
医師の判断により、認知症の行動・心理症状のため在宅生活が困難であり、緊急に短期入所サービスを行った場合（開始日から 7 日を限度）	200 単位／日	209 円
緊急短期入所受入加算		
居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所サービスを緊急に行った場合（開始日から 7 日を限度）	90 単位／日	94 円
重度療養管理加算 1		
要介護 4 又は 5 に該当する利用者で、ストーマ処置、頻回喀痰吸引、経腸栄養、褥創治療、気管切開等が行われている状態の方に対して、計画的な医学管理のもと、療養上必要な処置を行った場合	120 単位／日	126 円
総合医学管理加算		
治療目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画外の指定短期入所療養介護を行った場合 1. 診療方針を決め、治療管理として投薬、検査、注射、処置を行う 2. 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載する 3. 主治医に対し、利用者の同意を得て、必要な情報提供する 4. 指定短期入所療養介護を行った場合に 7 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算	275 単位／日	287 円
緊急時治療加算 1		
入所者の症状が重篤になり、救急救命医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置等が行われた場合	518 単位／日	542 円
療養食加算		

利用者の病状等に応じて、疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合	8 単位／食	9 円
---	--------	-----

※難病やがん末期の重度要介護者が日帰り利用を行った場合は、サービス提供時間に応じた料金がかかります。

※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上でサービスを提供していることから、1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数（端数切上げ）の日数分につき、緊急短期入所受入加算を算定します。なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所療養介護を行った日から起算して7日間を限度として算定を行いますが、その算定以降、継続して短期入所療養介護を提供する場合は、残り日数を3で除した日数（端数切上げ）と通常どおり算定した日数との合計が、7になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定します。

【介護予防短期入所療養介護費／1日】利用者負担の割合が1割の場合

（夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算（I）を含みます。）【非課税】

《在宅強化型》・・・施設サービスにおける在宅復帰率、ベッド回転率、重度者（要介護4・5）受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標などの算定要件を満たす場合

	個室（従来型）	多床室
要支援1	695円	735円
要支援2	844円	902円

《基本型》・・・在宅強化型介護予防短期入所療養介護費の算定要件を満たさない場合

	個室（従来型）	多床室
要支援1	651円	686円
要支援2	802円	851円

※介護予防短期入所療養介護費は、在宅復帰率、ベッド回転率、重度者（要介護4・5）受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標の実績などにより、毎月《在宅強化型》と《基本型》との間で変動する場合があります。

◇地域別単価

※金額換算時に生じる小数点以下の端数は切り捨て

枚方市		
5級地	1 単位当たり	10.45 円

◇加算料金

【非課税】

夜勤職員配置加算		
夜勤者の数が算定要件を満たし配置されている場合	24 単位／日	25 円
サービス提供体制強化加算（I）イ		
介護福祉士が80%以上配置されている場合	22 単位／日	23 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）（基本型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上などの要件を満たす場合	34 単位／日	36 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）（在宅強化型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上などの要件を満たす場合	46 単位／日	48 円

※上記加算以外に、介護職員の処遇改善計画を作成、実施している場合は、介護職員処遇改善加算（I）として所定単位数の39/1000、介護職員等特定処遇改善加算（I）として21/1000に相当する金額が加算されます。

※新型コロナウイルス感染症の特例措置として令和3年9月30日までの間、1/1000が加算されます。

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算は在宅復帰・在宅療養支援等指標などの実績により、加算される月とされない月が生じる場合があります。

◇その他の加算料金（対象者のみ）

【非課税】

送迎加算

ご自宅と事業所との間の送迎を行う場合	184 単位／片道	193 円
個別リハビリテーション実施加算		
短期入所中に 1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを実施した場合	240 単位／日	251 円
若年性認知症利用者受入加算		
65 歳未満の若年性認知症利用者に対して短期入所サービスを行った場合	120 単位／日	126 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		
医師の判断により、認知症の行動・心理症状のため在宅生活が困難であり緊急に短期入所サービスを行った場合（開始日から 7 日を限度）	200 単位／日	209 円
療養食加算		
利用者の病状等に応じて、疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合	8 単位／食	9 円

※利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、緊急時治療管理（542 円）をいただく場合があります。

- ◎利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります。（償還払い）
- ◎介護保険給付の支給限度額を超えたサービスに関しては、全額自己負担となります。
- ◎利用者負担の割合が 2 割又は 3 割の場合は、上記金額を 2 倍若しくは 3 倍した額が自己負担額の目安となります。他にも介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせご契約者の負担額を変更します。この場合、利用者またはご家族に変更された額をお知らせします。

◇在宅復帰・在宅療養支援等指標：下記評価項目（①～⑩）について、項目に応じた値を足し合わせた値

①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0
⑤居宅サービスの実施数	3 サービス 5	2 サービス 3 (訪問リハビリ含む)	1 サービス 1 0 サービス 0
⑥リハビリ専門職の配置割合	5 以上 5 (PT、OT、ST配置)	5 以上 3	3 以上 2 3 未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3 以上 5	2 以上 3	2 未満 0
⑧要介護 4 又は 5 の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0

（２）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①滞在費・食費（利用者の負担限度額認定証の段階に応じて、下記の金額をご負担いただきます。）【非課税】

	滞在費／1日		食費／1日
	個室（従来型）	多床室	
利用者負担	1, 680 円	685 円	1, 445 円
第 1 段階	490 円	0 円	300 円
第 2 段階	490 円	370 円	600 円
第 3 段階①	1, 310 円	370 円	1,000 円
第 3 段階②			1, 300 円

※食費については、朝食 200 円、昼食 675 円（おやつ含む）、夕食 570 円とし、1 食単位で費用の支払いを受けるものとします。

※2階個室（洗面・トイレ付）については、特別な室料として、1日につき別途360円（税込）がかかります。

②その他利用料

- ・日用品費／1日 【非課税】 200円
浴用石鹸、手洗い石鹸、シャンプー、リンス、ひげ剃り、ティッシュ、ウェットティッシュ、フェイスタオル等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・教養娯楽費／1日 【非課税】 200円
趣味活動等（書道、手芸、刺繍、園芸など）で使用する費用であり、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・理美容代 【非課税】
カット2,200円、シャンプー700円、顔（ひげ）そり700円、毛染め5,000円、パーマ5,000円をお支払いいただきます。
- ・文書料 【税込】 証明書（1通）1,100円 診断書（1通）2,200円、3,300円

(3) 利用料等の変更

- ①当事業所は、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間をおいて、利用者にその内容を通知するものとします。
- ②利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、契約の一部変更契約を当事業所と締結します。
- ③利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を当事業所に文書で通知することで、この契約を解除することができます。

8 料金のお支払い方法

当事業所は前月料金の合計額を下記の方法でお支払いいただきます。

(1) 口座振替の場合

前月料金の合計額の請求書を、希望される送付先に毎月20日頃に郵送し、その月の27日（金融機関休業日の場合翌営業日）に、当該合計額を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。領収書は口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封して発行します

(2) 現金支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(3) クレジットカード・デビットカードでのお支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(4) 支払い方法等の変更について

支払い方法、指定口座の変更、郵送先住所等の変更がございましたら下記までご連絡下さい。

社会医療法人美杉会 総務部 事務係	(電話番号) 072-864-1811
-------------------	---------------------

9. サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が要介護（要支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行

われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- ③利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が作成する「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」を作成します。なお、作成した「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- ④サービス提供は「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」に基づいて行います。なお、「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. 事業所の責務について

（1）心身の状況の把握について

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

（2）居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携

- ①短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたり、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に送付します。

（3）サービス提供の記録について

- ①当事業所は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存します。
- ②当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。なお、記録の開示に当たっては、開示申請の手続きをとっていただき、事業者の承認を得るものとします。

（4）秘密保持及び個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容

とします。

②個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。）

（5）賠償責任について

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体及び財産等を傷つけた場合にはその範囲において利用者に対しその損害を賠償します。ただし、その損害の発生については、利用者が故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて事業者の損害賠償責任は軽減されます。事業者は、サービス提供により事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入するものとしします。

（6）事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとしします。

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地	枚方市大垣内町2丁目1-20
	電話番号	072-841-1468（直通）
	ファックス番号	072-841-1322（直通）
	受付時間	9:00～17:30（土日祝は休み）
【居宅介護（介護予防）支援事業所窓口】	事業所名	
	所在地	
	電話番号	
	担当介護支援専門員	

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	加入保険名	日本病院会 病院賠償責任保険
	補償の概要	1事故につき 200,000 千円
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	加入保険名	一般自動車総合保険
	補償の概要	対人・対物無制限、人身傷害 5,000 万円（1名につき）

(7) 緊急時の対応について

現にサービス提供を行っている時、利用者の病状急変の連絡が入った時等、速やかに主治医の医師及び緊急連絡先に連絡を取り必要な措置を講じます。

主治医	所属医療機関名とその所在地	
	主治医氏名	
	電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等の住所	
	氏名	(利用者との関係)
	電話番号	

(8) 身体拘束について

利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(9) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務長・田中 敬
-------------	----------

②研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

③支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

④従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(10) 非常災害時の対策

非常時には、事業所の管理者（不在の場合は、予め管理者が指名した者）の誘導のもと、速やかな避難を行います。また年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	避難階段	3箇所	屋内消火栓設備	9箇所
避難口（非常口）	15箇所	スプリンクラー		
防火扉、防火シャッター	19箇所	自動火災報知機・誘導灯		

災害対策に関する担当者（防火管理者）	介護士長・大寺 優
--------------------	-----------

(11) 苦情対応について

介護保険制度では、利用者に安心してサービスを受けていただくため、下記の通り苦情・相談等窓口を設置し迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えています。

①事業者の窓口

利用者及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス事業者双方との直接の接点となることから、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対する苦情に関し、その内容を十分把握するとともに関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応を行います。

②市町村の窓口

利用者の苦情等全般に対する直接的な窓口として各関係機関と連携を図りながら、苦情処理情報の集約・調整を行います。

③大阪府国民健康保険団体連合会

市町村において処理困難な苦情に対応し、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス事業者等に対し必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

【事業者の窓口】	
社会医療法人美杉会 総務部 総務部長	(所在地) 大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-864-1811 (FAX番号) 072-868-3844 (受付時間) 午前9時から午後5時(日・祝日休)
【市町村の窓口】	
枚方市役所 健康福祉部 地域健康福祉室 長寿・介護保険担当	(所在地) 大阪府枚方市大垣内町2-1-20 (電話番号) 072-841-1460(直通) (FAX番号) 072-844-0315 (受付番号) 午前9時から午後5時30分(土日・祝日休)
【大阪府の窓口】	
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ	(所在地) 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 (電話番号) 06-6944-7106 (FAX番号) 06-6944-6670 (受付時間) 午前9時から午後5時(土日・祝日休)
【公的団体の窓口】	
大阪府国民健康保険団体連合会	(所在地) 大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8FNビル内 (電話番号) 06-6949-5418 (受付時間) 午前9時から午後5時(土日・祝日休)

(12) 衛生管理等について

- ①短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.1 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

①協力医療機関

- ・名称 社会医療法人 美杉会 佐藤病院
- ・住所 枚方市養父東町65番1号
- ・電話番号 072-850-8711
- ・診療科目 内科・外科・整形外科・眼科・泌尿器科・皮膚科・脳神経外科・形成外科

②協力歯科医療機関

- ・名称 陰山歯科医院
- ・住所 枚方市岡山手町5-18
- ・電話番号 072-841-2096

1.2 サービス利用にあたっての留意事項

- ①サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ②治療につきましては、当事業所医師の指示に従ってください。眼科、歯科など他医の受診が必要な場合は必ず当事業所の紹介状をお持ち下さい。
- ③集団生活ですので「和」を大切に、他の人に迷惑がかからないようお願い致します。
- ④面会時間は平日9時から20時、日祝日は9時から17時となっております。
- ⑤外出などの場合は、許可を得たうえで届け出用紙に外出先、日時、食事の有無などを記入し、必ず事前にお知らせ下さい。
- ⑥利用料金は期日までに所定の方法にてお支払い下さい。
- ⑦施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ⑧現金、貴重品等は原則として所持していただかないようお願い致します。所持金品や貴重品等の紛失について当事業所では責任を負えませんのでご了承下さい。
- ⑨施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等は禁止しております。
- ⑩職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
 - ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。
 - イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
 - ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

1.3 その他、サービス利用に際して

(1) 居室・療養棟の変更について

感染症等が発症し、他の利用者へ感染する恐れがある場合は、個室への変更をお願いすることがあります。また、身体や精神状況により、他の利用者へ迷惑がかかり共同生活が困難になった場合は、療養棟の変更や退所をお願いすることがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第48号）（「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第49号））の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市養父東町65番1号
	法人名	社会医療法人 美杉会
	代表者氏名	理事長 佐藤真杉
	事業所名	介護老人保健施設 美杉
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

代筆者	住所	
	氏名	